

現在の条例全文です。今回改正するのは別表の網掛けの部分です。

○江別市花き・野菜栽培技術指導センター条例

平成5年6月16日条例第16号

改正

平成5年10月6日条例第23号

平成13年3月7日条例第2号

平成17年6月29日条例第41号

平成25年3月29日条例第9号

江別市花き・野菜栽培技術指導センター条例

(設置)

第1条 特色ある花き及び野菜の栽培技術に関する江別市の拠点として研究、指導等を行い、花き及び野菜に係る園芸の普及推進及び農業の振興を図るため、江別市花き・野菜栽培技術指導センター(以下「指導センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 指導センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
江別市花き・野菜栽培技術指導センター	江別市緑町東3丁目115番地

(開館時間及び休館日)

第3条 指導センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の目的)

第4条 指導センターは、次に掲げる目的のために使用することができる。

(1) 花き及び野菜園芸の栽培技術の研究、指導等に関すること。

(2) 花き及び野菜園芸についての講習会及び展示会に関すること。

(3) その他花き及び野菜園芸の振興に関すること。

(使用の許可)

第5条 指導センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を行うに当たり、指導センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、使用に当たって次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指導センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、付属設備、備付物品等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他指導センターの管理運営上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指導センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責任を負わない。

(1) 使用者が使用の条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 使用申請に当たってその内容に偽りがあったとき。

(4) 公益上又は指導センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、指導センターを使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(特別設備の設置等)

第12条 使用者は、使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用によって建物、付属設備、備付物品等を毀損し、又は滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、指導センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に指導センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設の運営及び維持管理（市長が定めるものを除く。）

(2) 施設の使用許可等に関すること。

(3) 上記業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条、第5条から第7条まで及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に指導センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第8条の規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合（以下「利用料金制の場合」という。）において、使用者は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第10条の規定の適用については、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 利用料金制の場合において、指定管理者は、市長が別に定める減免の基準に該当するときその他特に必要があると認めるときは、前項の利用料金を減免することができる。

4 利用料金制の場合において、指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免、還付等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成5年10月6日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月7日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の江別市花き栽培技術指導センター条例第14条の規定に基づき管理を委託している場合は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日（その日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、この条例による改正後の江別市花き栽培技術指導センター条例第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指定管理者の指定に係る準備行為）

3 この条例による改正後の江別市花き栽培技術指導センター条例第15条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月29日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第8条及び第16条関係）

	区分（面積 m ² ）	使用料（1日当たり）
管理棟	多目的室(51)	2,500円
	選花室(55)	2,800円
	定温庫(24)	1,200円
	冷蔵庫A(7)	300円
	冷蔵庫B(9)	400円
栽培棟	1号棟(1,400)	800円
	2号棟(1,400)	800円
	3号棟(576)	300円
	4号棟(648)	400円

備考

- (1) 多目的室の使用料は、午前9時から正午まで使用の場合は1,100円、午後1時から午後5時まで使用の場合は1,400円とする。
- (2) 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。